

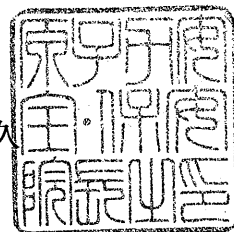
別 添

経済産業省

平成20・08・28原院第3号
平成20年9月2日

社団法人日本エルピーガス連合会
会長 川本 宜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について

原子力安全・保安院は、別紙（NISA-278b-08-09）のとおり、液化石油ガス販売事業者関係団体に対し、傘下会員を通じて液化石油ガス販売事業者へ液化石油ガス設備工事に従事する者の確認に関する要請を行うことを求めることとしました。

つきましては、貴連合会におかれましても、別紙に従い所要の対応をお願いします。

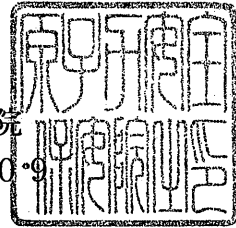


経済産業省

平成20・08・28原院第3号
平成20年9月2日

液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-08-09



今般、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）所管の液化石油ガス販売事業者において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の4第1項に規定する液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）を有していない従業員が、法第38条の7の規定に違反し、同条に規定する液化石油ガス設備工事の作業（以下「液石設備作業」という。）に従事していた事実が認められました。

具体的には、免状を有していない従業員が、約2年間にわたって182件、免状を有する者でなければ従事することができないガス栓の交換作業など、液石設備作業に従事していたものです。

本件は、液石設備作業に従事する者が免状を有しているかどうかという基本的な確認を怠ったものであり、当該販売事業者の管理体制に問題があることから、当院は、当該販売事業者に対し、嚴重に注意するとともに、再発防止策を報告するよう指示したところです。

については、類似の事案の発生を防止するため、当院は、液化石油ガス販売事業者関係団体に対し、傘下会員である液化石油ガス販売事業者へ下記の対応を要請することを求めることとする。

記

液石設備作業に従事する従業員が免状を有しているかどうかの確認を行うこと。